

3 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案	中曽根 弘文君 外 8 名	25. 10. 15			25. 10. 15 可決	
2	議院運営委員長岩城光英君解任決議案	前川 清成君 外 1 名	25. 12. 2				25. 12. 4 撤回
3	議院運営委員長岩城光英君解任決議案	前川 清成君 外 3 名	25. 12. 4			25. 12. 5 否決	
4	内閣委員長水岡俊一君解任決議案	松下 新平君 外 2 名	25. 12. 4			25. 12. 5 可決	
5	経済産業委員長大久保勉君解任決議案	松村 祥史君 外 2 名	25. 12. 4			25. 12. 5 可決	
6	厚生労働委員長石井みどり君解任決議案	津田 弥太郎君 外 2 名	25. 12. 5			25. 12. 5 否決	
7	厚生労働大臣田村憲久君問責決議案	郡司 彰君 外12名	25. 12. 5	未了			
8	国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案	福山 哲郎君 外 1 名	25. 12. 5			25. 12. 6 否決	
9	国務大臣森まさこ君問責決議案	芝 博一君 外 4 名	25. 12. 6			25. 12. 6 否決	
10	中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案	山谷 えり子君 外 5 名	25. 12. 6			25. 12. 7 可決	

可決したもの

平成25年10月15日

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議

1964年の東京大会以来56年ぶりとなる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、スポーツの振興と国際交流・国際親善、共生社会の実現、国際平和への寄与にとって極めて意義深いものであるとともに、我が国が元気な日本へ変革していく大きなチャンスとして、国民に夢と希望を与えるものとなる。

国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、競技場など諸施設の整備その他の受入れ態勢に関し万全の措置を講ずることはもちろん、国民のオリンピック精神の高揚とスポーツを通じた世界への貢献、広く国民すべての一層のスポーツ振興を図るとともに、東日本大震災からの復興を着実に推進することにより、これからの新しい日本の創造と我が国未来への発展のため東京大会を成功させるよう努めなければならない。

よって、政府は、総合的な対策を確立し、国民の理解と協力のもとに、その推進を図るべきである。

右決議する。

平成25年12月5日

内閣委員長水岡俊一君解任決議

本院は、内閣委員長水岡俊一君を委員長の職より解任する。

右決議する。

理 由

内閣委員長は、国権の最高機関たる国会において、委員会運営において責任を持ち、その運営に当たっては、公正中立に職務を遂行することが求められている。また、付託された法案に関して、十分な審議を尽くした上で、迅速に採決することが求められる。

しかしながら、内閣委員長水岡俊一君は、我々自民党をはじめ各会派の法案審議の要求を踏みにじり、委員会の最高責任者としての指導力を発揮せず、いたずらに法案の審議、採決を遅らせてきた。

12月2日、自民党、公明党、みんなの党、新党改革・無所属の会は、共同で、今国会の最重要法案の一つである「国家戦略特別区域法案」の委員会審議を求め、「委員会開会要求書」を水岡俊一委員長あてに提出した。さらに、同3日にも直接委員長に会い、強く委員会の開会を求めたところである。

それまで、何度も筆頭理事間で粘り強く委員会開会に向けて話し合いを続けてきたが、民主党はまったく受け入れようとしなないので、最後に、委員長に事態の打開を懇願したのである。

しかしながら、水岡俊一委員長は、「責任は感じている。筆頭理事には伝えておくので、理事間で協議を進めるように」と、まるで他人事のように返答するだけで、自ら指導力を発揮せず、委員会開会に向けて何ら努力もしなかった。

いうまでもなく、「国家戦略特別区域法案」はアベノミクスの成否を握り、日本経済を回復から拡大に向かわせる政策が盛り込まれた最重要法案で、国民だれもがその早期の成立を強く望んでいるものである。その法案の審議、採決を拒否する委員長の姿勢は、国民への背信行為であり、十分解任に値するものである。

内閣委員長水岡俊一君が行った行為は、本院において、多くの先輩が努力され、積み上げてきた議会制民主主義を根底から覆すものであり、良識の府たる参議院の権威を踏みにじるものとして、断じて看過できない。

よって、内閣委員長水岡俊一君解任決議案を提出する。

平成25年12月5日

経済産業委員長大久保勉君解任決議

本院は、経済産業委員長大久保勉君を委員長の職より解任する。

右決議する。

理由

経済産業委員長は、国権の最高機関たる国会において、委員会運営において責任を持ち、その運営に当たっては、公正中立に職務を遂行することが求められている。また、付託された法案に関して、十分な審議を尽くした上で、迅速に採決することが求められる。

しかしながら、経済産業委員長大久保勉君は、我々自民党をはじめ各会派の法案審議の要求を踏みにじり、委員会の最高責任者としての指導力を発揮せず、いたずらに法案の審議、採決を遅らせてきた。

このため、会期も残すところわずかとなり、今国会の重要法案である「独占禁止法改正案」の成立が危ぶまれる状況になってきた。

我々経済産業委員会の与党理事は、何度も粘り強く委員会開会に向けて話し合いを続けてきたが、民主党はまったく受け入れようとしなかった。

さらに、直接、委員長に会い、強く委員会の開会を求めたところである。

しかしながら、大久保勉委員長は、委員会での法案審議はまるで他人事のように考えており、自ら指導力を発揮せず、委員会開会、法案審議に向けて何ら努力もしなかった。

いうまでもなく、「独占禁止法改正案」はアベノミクスの成否を握り、日本経済を回復から拡大に向かわせる政策が盛り込まれた重要法案の一つで、国民だれもがその早期の成立を強く望んでいるものである。

その法案の審議、採決を拒否する委員長の姿勢は、国民への背信行為であり、十分解任に値するものである。

経済産業委員長大久保勉君が行った行為は、本院において、多くの先輩が努力され、積み上げてきた議会制民主主義を根底から覆すものであり、良識の府たる参議院の権威を踏みにじるものとして、断じて看過できない。

よって、経済産業委員長大久保勉君解任決議案を提出する。

平成25年12月7日

中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議

去る11月23日、中国政府は、東シナ海上空に防空識別圏を設定した旨、一方的な発表を行った。この防空識別圏内において我が国固有の領土である尖閣諸島の領空をあたかも「中国の領空」であるかのごとく扱っていることは、我が国の領土主権への重大な侵害行為と断じざるを得ず、到底容認できない。

同時に中国政府は、この防空識別圏の大半が公海上に設定されているにも関わらず、国際社会の一般的な慣行に反し、あたかも自国の領空と同様の強制力を他国の航空機に及ぼす旨表明した。かかる一方的な措置は国際社会の普遍的なルールである、公海上空における飛行の自由を不当に制約

するものであり、東シナ海における緊張を一層高め、ひいてはアジア太平洋地域の平和と安定を脅かしかねない危険な行為である。

今回の中国政府の発表に対しては、我が国はもとより、諸外国から懸念や抗議の声があがっている。中国政府はこのような世界の声に謙虚に耳を傾け、国際社会の一員として責任ある理性的な行動をとるべきである。

ここに本院は、中国政府による一方的な現状変更の試みは断固容認せず、我が国の主権を侵害する無謀かつ危険な措置に対して、厳重に抗議し、公海上の飛行の自由を制限する一切の措置の即時撤回を求めるものである。

政府は、国際社会、国際機関と緊密に連携し、中国に対して、あくまで冷静かつ毅然たる姿勢で対応することで、我が国周辺の平和と安定を維持し、もって国家主権と国民の安全を確保するよう、必要な措置を取るべく全力を傾注すべきである。

右決議する。